

札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付要綱

平成24年(2012年) 4月23日 子ども未来局長決裁

平成25年(2013年) 4月3日 一部改正

平成27年(2015年) 3月26日 一部改正

平成28年(2016年) 3月31日 一部改正

平成29年(2017年) 3月31日 一部改正

平成31年(2019年) 3月29日 一部改正

令和2年(2020年) 3月30日 一部改正

令和3年(2021年) 3月31日 一部改正

令和3年(2021年) 4月1日 一部改正

令和4年(2022年) 3月31日 一部改正

令和5年(2023年) 3月30日 一部改正

令和6年(2024年) 3月28日 一部改正

令和7年(2025年) 3月5日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）における特別な教育的支援を必要とする子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる子ども及び同法第28条第1項第3号に掲げる特別利用教育を受ける子どもをいう。）の円滑な受入れを推進するとともに、要支援児に対する教育の充実を図り、適切な保育環境を提供することを目的として、札幌市長（以下「市長」という。）が予算の範囲内において交付する補助金の交付について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 私立学校法（昭和24年法律第270号）に定める学校法人（以下「学校法人」という。）が、市内に設置している幼稚園をいう。

- (2) 私立幼保連携型認定こども園 学校法人が、市内に設置している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年8月22日法律第66号）に定める幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 特別な教育的支援 障がいのある、又は疑いのある幼児の自立などに向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児一人一人の状態を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援をいう。
- (4) 要支援児 私立幼稚園等に就園している第1条に掲げる子どものうち、札幌市幼児アセスメント委員会規則（平成26年10月10日教育長決裁）に定める「札幌市幼児アセスメント委員会」が支援を必要とすると判断した子どもをいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、私立幼稚園等における要支援児への特別な教育的支援に取り組む事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する教諭の人件費（基本給、交通費及び賞与）とする。

（補助対象者）

第5条 この要綱により補助を受けることのできる者は、第3条に定める事業を行う私立幼稚園等設置者（以下「設置者」という。）とする。

（補助の条件）

第6条 補助金は、次の各号に掲げる事項をすべて満たしていることを条件として交付するものとする。

- (1) 要支援児が各年5月1日に一人以上在籍していること。
- (2) 要支援児の保育を担当する教諭は、別に定める研修を受講するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表に定める私立幼稚園等一園当たりの基準額とする。

2 補助対象経費額が前項の額に満たない場合は、その金額をもって限度とする。

(補助金の流用禁止)

第8条 二以上の私立幼稚園等を設置する者にあつては、各私立幼稚園等に対する補助金を相互に流用してはならない。

(交付申請書)

第9条 設置者が第3条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付申請書(様式1)に、私立幼稚園等特別支援教育事業計画書(様式2)を添えて、所定の期日までに市長に申請するものとする。

(補助の交付決定等)

第10条 市長は、第9条の規定による申請書を受理したときは、内容が適正であるかを審査し、補助金を交付することに決定した場合は、その旨を私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付決定通知書(様式3)により申請者に通知する。

(補助決定の取消し等)

第11条 前条の決定通知を受けた設置者が、次の各号の一に該当する場合には、市長は決定を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(1) 補助を受けることについて不正な行為があつた場合

(2) その他補助が不相当と認められる事実があつた場合

2 市長は、前項の規定による処分をするときは、当該設置者に対してその理由を示さなければならない。

(完了報告)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、当該年度の3月31日までに事業完了報告書(様式4)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」等、要支援児に対する指導の目的、内容、配慮事項、家庭や関係機関との連携など、教育的支援の内容を示した書類の写し
- (2) 要支援児の保育を担当する教諭の資格を証する書類の写し
- (3) 要支援児の保育を担当する教諭が、必要な研修を受講したことを証明できる書類の写し
- (4) 第4条の経費について、給与支給調書等雇用実態及び給与の支払いを証明できる書類の写し

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合には、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式5）により、申請者に通知する。

(報告及び調査)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、その補助金に係る経理状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 市長が必要があると認めたときは、いつでも補助金の交付を受けた設置者に対し、補助金に関する報告書の提出を求め及び実地に調査することができる。
- 3 補助金の交付を受けた設置者は、補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(秘密の保持等)

第15条 設置者は、申請に係る障がいの判定等、事務取扱には慎重を期すとともに、事業の遂行に当たって知り得た事項を、みだりに他に漏らしてはならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 私立幼稚園等一園当たりの基準額（第7条関係）

一園当たりの基準額		備考
要支援児の総数が 4人以下の園	<u>1, 0 8 6, 9 3 0 円</u>	
要支援児の総数が 5人以上8人以下の園	<u>2, 1 7 3, 8 6 0 円</u>	ただし、教諭一人当たり <u>1, 086, 930円</u> を限度とする。

要支援児の総数が 9人以上12人以下の園	<u>3, 260, 790円</u>	ただし、教諭一人当たり <u>1,086,930円</u> を限度とする。
要支援児の総数が 13人以上16人以下の園	<u>4, 347, 720円</u>	ただし、教諭一人当たり <u>1,086,930円</u> を限度とする。
要支援児の総数が 17人以上	<u>5, 434, 650円</u>	ただし、教諭一人当たり <u>1,086,930円</u> を限度とする。

札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金における要支援児の保育を担当する教諭が受講する研修について

平成24年(2012年)4月23日 子ども未来局長決裁

札幌市私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金要綱第6条に規定する、要支援児の保育を担当する教諭が受講する研修は、次のとおりとする。

- 1 札幌市幼児教育センターが実施する、特別な教育的支援を必要とする幼児の支援担当者に対する研修
- 2 一般社団法人札幌市私立幼稚園連合会が実施する研修のうち、その内容が前項の研修に相当するものであると札幌市幼児教育センターが認めるもの